

○池谷委員長 それでは、ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は1件です。

議第110号「令和元年度焼津市一般会計補正予算（第6号）案」を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

また、発言の際、予算書のページ数も言っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

○杉田委員 それでは、ページでいうと、9ページ、10ページ。

一番最下段の農林水産施設、これの災害復旧事業費ということですけど、この農林水産施設というのは具体的に何のことを指すのでしょうか。

また、今回の台風の中で、塩害、海水がしみ込んだ、あるいは流れ込んだ、そういう田んぼはあるのでしょうか。また、あるとすれば、それはどこでしょうか。また、あるとした場合には、そこに市の援助というのは受けられるのでしょうか。

それと、これは県のホームページ、「（件名）台風第19号による被害状況について【第23報】（12月2日現在）」ということで、資料がいろいろ出ています。

その中で志太榛原の、これは経済産業というところの2ページ、3ページになるんですけど、焼津市の中で農作物の被害件数4件、生産施設7件とあります。

また、経済産業の3というところで、農業用施設、焼津市で2件、水門の破損ほかとあります。これの具体的な内容についてお伺いいたします。

済みません、今の言い方をちょっと間違えました。

焼津市の農作物の4件、それから生産施設の7件、それから農業用施設の、今言った、水門破損ほか2件というのがあるんですけど、これが具体的に何なのかということと、これが今回の補正の中に含まれているのかどうかをお聞きします。

○滝農政課長 杉田委員の質疑にお答えをします。

まず、農業施設につきましては、林道廻沢線のり面が崩壊したものですが、1件ございます。

もう一件につきましては畑総農道が破損をしております。

もう一つ、藤守水門の扉が高潮により、波浪によりまして破損をしております。

次に、台風の高潮により、塩水が流れ込んだ田んぼについてでありますけど、海岸線に近いところの田んぼにつきましては、塩水が流れ込んでいることを確認しております。

その田んぼにつきましては市のほうの補償についてでありますけど、農作物についての補償につきましては、農業共済組合により補償されることとなっております。

それと、県のほうにも資料に記載をされております農業用施設の具体的な内容につきましては、先ほど申しましたように、藤守の水門が破損したものが1件、畑総農道が被災したものが1件であります。

次に、農作物の被害につきましては、生産施設の7件につきましては、ビニールハウス

の破損が3件、あと、その他農業用の機械でありますとか、乾燥機等が、水没により被災したものが4件ございます。それと、農作物の被害の4件でありますけど、トマトの栽培ベッドの浸水による転倒等の被災が3件、あと、収穫後の玄米が水没したものが1件であります。

以上です。

○杉田委員 まだ答えていないですよ。

○池谷委員長 じゃ、杉田委員、もう一度。どれがというのを。

○杉田委員 じゃ、これは再質疑ということじゃなくていいね。

今言ったそのものが、先ほどの一般会計の中の、先ほど、この施設というのは、廻沢、農道、藤守水門と、この3つを言われたわけですけど、そのほかの言われた中のものについては入っていないということでもいいということですか。

○滝農政課長 そのとおりであります。

○杉田委員 先ほど塩害ということで、海水が流れ込んだ。以前、同僚議員が、台風か何かで、和田地域だったと思うんですけど、そこところが海水がしみ出てきちゃうというのか、そういう一般質問をされたことがありました。

そういうことについて、災害復旧の方法というのは、具体的にどんなことがあるのか、それは市が絡まないということであるのであれば、それは農協に聞けばいいのかどうか、ちょっとわからないんですけど、そういうものについては、支援はあくまでも農協による補償の中で、いろんな復旧工事というか、対処というか、そういうものも全部農協がやるということになるのか。

それと、あと、先ほどの県のこういう農業、農作物の被害、あるいは生産施設の被害というものが、県のたまたまホームページを確認したら、こうやって出てきたわけなんだけれど、こういうものが議会の中で、あるいはその情報の中で発信されないということはどういうことなんでしょうか。

直接、これは予算のあれじゃないんですけど。

○滝農政課長 まず、海水が流入をした田んぼ等につきましてですけど、まず、農作物の被害につきましては、農業共済等の共済により補填をされるということであります。

それ以外に、物理的に水路等を逆流して、田んぼ等へ海水が流れ込むものにつきましては、場所によっては、逆流防止弁フラップゲートといいますけど、物理的に海水が流れ込まないような、そのような施設は市のほうで設置をしております。

あと、県のほうに、被害の件数であるとか、そういったものが載った資料につきましては、県のほうで被害の状況を確認して掲載をしたものであります。

以上です。

○杉田委員 市からの情報で、県は多分これを発表すると思うんですよ。

そうすると、こういうものが災害があったよ、こういうものについてもよく交付金を交付して補償していくというものがもしされないのであれば、それはそういうふうに報告をしてもらいたいし、今そういった報告を聞いたわけだけれど、市が県に対して報告していること、そういうものについては、ちゃんと議会のほうにも、市民のほうにも知らせるべきじゃないかなと思います。

あとそれと、先ほど、田んぼについての塩害、塩水の、海水の流入、そういう流れ込

みというものを確認していますと言いました。確認をしたというのは、具体的にどのくらいの面積で、これがどのくらいの被害になるかというのはお答えできますか。

○滝農政課長 今回の逆流につきましては、大雨による内水氾濫によるものと海水の逆流によるものが区別がつかない状況でありますので、全体にどれだけの面積が逆流をしたということは把握をしておりません。

以上です。

○深田委員 それでは、9ページ、10ページの可燃ごみと水産業共同施設の2点について伺います。

初めに、可燃ごみの収集事業の214万5,000円については、大型家具、倒木の処理費用、そして、不燃ごみの110万円については、家電ごみの処理費用ということなのですが、これは全て一般財源で今回提案されておりますけれども、県の資料によりますと、9,100万円が、15市7町が既にこのくらいかかるよと、県のほうは補助金対象の事業分の概算を計算しておる金額が出ているんですけども、この県からの補助というのは、追ってまた新年度に追加でされるのか、その辺のほうを確認したい。この合計324万5,000円のうち、何割分になるのか。

それで、今お話がありました大型家電、倒木、家電、そして、わら、畳、これらを収集して処分をされるということなのですが、それぞれの処分先とか、それぞれの処分費用というのはどのくらいかかるのか、わかりましたら、教えてください。

今回、災害廃棄物ごみ処理については、一般質問でも皆さんからも御意見が出ました。担当の職員の方は一生懸命やっただいて、直接じゃなくて、お宅に伺って、処理、収集をしていただいたということも百何件もあると報告もございました。

全部で350件くらい、178件と160件ですね。これら、市で回収開催期間中に既に278件で、回収依頼を受けたケース、11月15日現在で160件ということは、直接搬入の受け入れ期間の6日間で少しやはり短かったのではないかと、そういう御意見も市民の方から寄せられております。そして、搬入先の情報提供が十分ではなかったという御意見もあります。

これらを合わせて、今回の台風のごみ処理についての教訓をどのように考えて、そして、来年また来るかもしれない。そういうときに対しての方法を、市民への情報提供をどのように今後考えておられるのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○嘉茂次長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

まず初めに、可燃ごみ、不燃ごみの計上している事業費が、補助金の対象になっていないのではないかと、このようなことで、補助金を受けられるかどうかということになりますけれども、現在、県のほうと調整をしております、こちらのほうは、国の災害等廃棄物処理事業費補助金の対象になると、今考えております。

補助率につきましては2分の1ではございますが、諸経費、消費税等を除いた直接処理費に対して2分の1になることを言われております。

現在、県の指示に従いまして、申請の事務を進めておりまして、来年1月の中旬ごろに、県の査定も、それから、国への補助金の交付申請をしていく予定でございます。補助金の額が固まりましたら、2月定例会以降の歳入、予算の補正で行っていききたいというふうに考えております。

それから、実際に、具体的なわら、畳等の処分のことになります。

まず、畳につきましては、もう既に以前もこの委員会の中で御説明をさせていただきましたが、高柳清掃工場のほうに直接搬入をさせていただいて、焼却処分ということで、環境管理センターの職員のほうが搬入をしております。

実際に、畳のほうが既に1,156枚が今現状では搬入をして、焼却処分をしております。ただ、田尻最終処分場のところ、ぬかるみ地というところもございまして、畳を引いたところがございまして、その部分の畳については、まだ処理ができておりませんので、その分は搬入はされておられません。畳については、現状、依頼を受けたものについては、処分が終わっているという御理解をいただきたいと思っております。

それから、わらにつきましては、これから収集、運搬の依頼をかけて、こちらにつきましても高柳清掃工場のほうで焼却処分ということで、今、予定をしております。

あと、廃家電のほうですけれども、そちらのほうの処分につきましては、指定取引場所に、具体的には、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンが家電4品目になります。そちらのほうにつきまして、指定取引場所にリサイクル料を支払いながら、直接、環境管理センターの職員が、そちらのほうに搬入を考えております。

具体的には、今そちらのほうの家電4品目の処理というか、受け入れ場所につきましては、静岡に2業者、指定されているところがありますけれども、そのうちの、どちらが1業者のほうに搬入の予定をするということでございます。

それから、あと家具のことにつきましてですけど、家具と、あと流木関係になります。そちらについては、木材系の廃材のリサイクル業者、そちらのほうに処理を委託する予定でございます。

ただ、区域内にある処理業者というのは1業者しかございませんので、そちらのほうにお願いするような形になります。運搬につきましては、これも環境管理センターの職員で搬入を今、予定では考えています。

具体的な金額につきましては、可燃ごみのほうが、大型家具等の処理委託料ということで、214万5,000円を計上しております。不燃ごみ収集事業費につきましては、家電リサイクル法に基づく家電4品目の処分委託料ということで計上をさせていただいております。

わら等につきましては、実質、既に収集のところについては、道路からの建設部のほうで収集の事業費内で行われておりますが、これから、処分場のほうから高柳清掃工場のほうに、焼却処分の搬入についてはここに計上されておりますが、予備費の中で考えております。

あと、今回の受け入れ期間が足りなかったのではないかとということと、周知方法につきましては、今回、市民の皆様の災害物の動きが、通常の生活に戻るために非常に早かったことと、被害の内容、規模から、金曜には件数も減ってきて、個別回収で対応することを想定して、直接搬入を18日までということでした。

ここの周知につきましてですけれども、個別に、今回の仮置き場の直接搬入、受け入れ終了後につきましては、個別で対応して、回収に伺っておりますけれども、今回の周知方法につきまして、今回のことを検証して、今後、より丁寧に周知に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

漏れはないでしょうか。よろしいでしょうか。

○深田委員 わかりました。

まず、補助金の2分の1、諸経費と消費税除く2分の1になると、やはり市の負担がやっぱり多いですね。消費税もかかることが当たり前なのに、どうしてそれが抜かれるのかというのは私はおかしいなと思いましたけれども。

今後、今回の、一番、受け入れ、この大型家具と大型家電にこの処理費用が、今回の補正予算にかかっているということで、そのほかのものは、わらとか畳とかは焼却処分ということで、予算的には補正予算の中にはかかっていないということでよろしいんですか。それとも、運搬費とか予備費で対応しているとか。運送とか人件費とか、かなりかかっていると思うんですけど、そういうのが含まれていないということでよろしいのか。

今回の1週間の受け入れ期間ということが、やはり後から後から、例えば、床下に水が漏れていて、水が入っていて床下浸水になっていたというのが、1カ月たった後からわかったという人もいますし、外の倉庫の中もね、2週間後になってわかったとか、うちが大丈夫だからといって、その周りとか、下のほうが、床の下のほうを見るのを、ちょっとおろそかになってしまったという方もいらっしゃいますので、やはり1週間ではなくて、搬入期間はもう少し延ばしていただきたいという声がありました。

そして、搬入先の、直接とりにいっていただいたということはすごく丁寧でよかったと思うんですけども、そういう搬入期間を長くすれば、もう少し、直接とりに行くという手間、もう少しは職員の皆さんの労力も減るのではないのかなというのも考えましたので、また御検討ください。

廃棄物に関しては以上です。

よろしいですか、続けて。

もし、何かありましたら。

○嘉茂次長 今の再質疑にお答えいたします。

わらと畳につきましては、先ほど申しましたように、環境管理センターの職員が、高柳清掃工場のほうに搬入して、焼却処分をしておりますので、当然一般会計の今の既存の人件費の中で賄われているということで、実際、あと、処理費については、志太広域事務組合への処理量に応じた分担金に反映することにはなりますが、一応こちらのほうでは、補正予算には計上しておりません。

それから、わらにつきましては、運搬につきましては、それはこちらのほうの職員で搬入というのは非常に、そちらの期間的な問題とか量的な問題もあるものですから、そちらの収集、運搬については、先ほど申しましたように、委託は考えていますが、こちらでは、予備費の中で動かさせていただくという予定になっています。

以上でございます。

○深田委員 畳と大型家電の高柳清掃工場の焼却処分費は、ここの予算ではなくて、志広組のほうの分担金の中に追加で含まれるということなんですか。

私は、それは無料かなと思っちゃったんですけど。

○池谷委員長 済みません、時間も迫ってくるので、簡潔にまとめて、お願いします。

○嘉茂次長 搬入量に応じて、志太広域事務組合へ分担金を市から支払っておりますので、そちらの量に応じて、2市の処理量の割合に応じて分担金は変わるということで御理解いただければと思います。

○杉崎委員 たまたまここに載っている予算の出た項目だけでちょっと言わせてもらいたいんですけども、9ページ、10ページのところの6款2項2目19節のところに、水産業共同施設整備事業費というのがございますね。170万円。その下にうみえーるがあるんですが、この関係で、170万円が、先ほどベルトコンベヤーと加工センターの関係でちょっと聞いたんですが、その、もう一回、確認と、要するに台風の関係で、ほとんどのこの補正予算は組まれているという中に、総額で、例えば、今の19節のところに該当する水産業共同施設ですか、ここの被害が総額で幾らくらいの被害があったんだよと。それについて、市で負担する分が幾らくらいなんだよ、何割ぐらいなんだよというね、予算のこのときにそういう説明をしていただくと、非常にわかりやすくなってくるかなと。

今、この170万円で、港を見に行きますと、170万円というか、170万円で全部解決するとはとても思えません。見に行きますと、旧外港の第4バースというのかな、一番外回り。あそこのところにも大きい、今、ベルトコンベヤーのが2台、そのまま放置されていますよね。

多分あれはもう使わないだろうと思うんですけども、それで、漁協さんがどこかに発注をして、ベルトコンベヤーを直すというよりも、漁協の中のそういうことに詳しい人というか、整備をやる人たちが、どうも今手を加えて直しているものがあるらしいということちょっと聞いているんですけども、そういう意味で、今後、この各ここに出ている科目の中で、総合的に被害がどれだけあったんだと。そのうち、市としては、これだけの補助を出して、直してもらおうんだというようなのは出せるんですかね。それが1つ。

それと、今言った細かいのでは、19節のこの部分のところを単独で数字で出すことができるか。どれぐらいの被害があって、今後もまた、要するに補助として、これぐらいの補正予算を組まないといけないなという見込みがあるのかどうか、お答え願いたいと思います。

○岡村水産振興課長 今回の質疑にお答えさせていただきます。

水産物の共同施設の、今回の170万円の対象につきましては、小川漁協のほうのベルトコンベヤーとフォークリフト、こちらが対象になっておりまして、もう一つが、水産加工センター、こちらのほうの排水処理施設と給水施設、こちらが今回の170万円の補助の対象物件になっております。

19節、共同施設のほうにかかわる対象物、こちらのほうが今回どれぐらい、全て被害があったかというのは、全てについて調査はできていないんですけども、漁協さんのほうから聞いているお話の中では、今回うちのほうの170万円の対象にしている以外のものについても、やはり被害があるということで、そちらのほうの修繕につきましては、うちのほうとしまして、聞いているのが、保険で対応できるもの、それと自己資産のほうに対応するもの。中には、今言ったように、職員のほうで直すという部分もあるのかもしれないけれども、そのような形で補助以外については対応するという予定で聞いて

ております。

- 小梁水産部長 この水産業共同施設を利用して、今回補正を上げさせていただいたのは、修繕できないもの、買いかえるものを、この共同施設で上げております。

それで、この共同施設は、その名のとおり、共同で利用している施設ですので、漁協さんの施設ですね。あとは加工センターで、センターがこの給水施設、あと排水施設、共同処理を行っておりますので、そこで、どうしても修繕できない、買いかえなければならないというものを上げておりますので、共同施設の対象としてはこれだけです。

それで、被害状況としましては、焼津漁協に関しましては、修繕で3,800万円。それで、小川漁協さんも、今うちの部が把握しているのは3,200万円。ただ、これは全て、被害を受けていますので、とりあえず直ったという、とりあえず直すという金額なんです。

ですので、これをオールニューにするというとなれば、やっぱり億になりますので、ちょっとその把握は難しいところがありますが、現在は修繕対応で、焼津漁協さんが3,800万円、あとは小川漁協さんが3,200万円という形になっております。

あと、何かあれでした。答弁漏れはありますでしょうか。

- 杉崎委員 わかりました。ありがとうございます。

今のような説明を最初にしていただくと、ちょっとわかりやすいかなというところがあるものだから、当然保険を使う個別の、個人事業と言ったらおかしいかな、企業として被害を受けたら、企業の中で対応しなきゃならないものもある。でも、それだけでは対応し切れないものとか、こういう共同のものというのに関しては、どうしてもやっぱり公の機関、我々市のほうで補助していかなきゃならないものですから、そういった意味で聞かせてもらったんですが、今後のこととしてちょっとお願いしたいのは、全体の被害額、先ほど今言ったんですか、その全体の被害額というのはそれでやっぱりわかる時点でどんどん出して行って、それだけかかった、それだけの被害があった中で、こういう補助をしてきましたよという、わかりやすいものをまたぜひやっていただけたらと思いますので、お願いいたします。

- 池谷委員長 それでは、ほかに。

- 渋谷委員 同じく、9、10のところの下から2項目め、公民館のところなんですけれども、公民館統括施設整備費、これは具体的にはどういう内容なんでしょう。

- 見崎社会教育課長 渋谷委員にお答えいたします。

公民館統括施設整備費の内訳でございますけれども、1つが大井川公民館の加圧給水ポンプが、これは通常2台を1組としまして、交互で運転しておりますけれども、その1台が故障し、運転ができなくなってしまったために、取りかえを行うものというものが1件。

もう一件が、和田公民館の駐輪場でございます。強風によりまして、駐輪場の屋根が変形だとか、支柱に亀裂が入ってしまったため、その復旧にかかる費用のほうを上げさせていただきます。

以上になります。

- 渋谷委員 それで、そのタイトルが公民館統括施設というふうになっているんですけど、それ、統括施設という名前になっている根拠は何ですか。

○見崎社会教育課長 再質疑にお答えいたします。

統括施設整備費というのは、9公民館全部の修繕を対象としている予算としておりますので、このような名前になっております。

以上でございます。

○池谷委員長 ほかにありませんか。

○深田委員 先ほど水産業の共同施設整備の質疑についてお聞きしようと思いましたが、杉崎委員が質疑していただきました。

私は、今回の補正予算は、今回台風第19号による被害で早急に修繕をしなければいけないという、そのための補正予算だと思います。

だけれども、先ほど杉田委員もおっしゃいましたけれども、県の23報を読みますと、被害状況が余りにも多岐にわたって、障害者施設、商工業への被害、そして、高齢者施設、観光施設、ホテル、農林、農業、水産漁業、いろんな各分野で焼津市が入っています。焼津市の被害件数や、それに対する被害額というのも書いてあるものもあります。

例えば、水産加工団地が107件で3億2,200万円余、市のほうでいただいたのは4億8,000万円の企業等の被害状況、こういうのがございます。

こういうものが今回の水産共同施設整備事業に入るのかなと思ったんですが、どうも入らないということで、そうしますと、やはり、もっと、先ほど杉崎委員がおっしゃいました、保険でやるところ、企業がありますから、自己資産でやったところ、市が自分でやるところ、予備費でやるところ、いろいろなことがあると思いますが、総括して、全体の被害額、被害の総額と被害の施設、県にホームページで載っている箇所は全て、やはり議員に説明をしていただきたいと思います。

それについてお聞きします。

○織原防災部長 深田委員の御質疑にお答えします。

県のほうで出しております、多分23報の件だと思いますが、市から上げている部分と、県のそれぞれの所管部局が関係する団体、漁協さんであるとか、農協さんであるとか、商工団体から上げている部分がございますので、我々として上げた部分については、議員の皆様にお示した数字が我々の持っている数字でございます。

その他それぞれの関連する団体から県に直接上げている部分が、この県のほうに出ている数字ですので、我々が把握している数字は皆さんにお示した数字だということで御理解いただきたいと思います。

○深田委員 そうしますと、私が調べたければ、個人で県のほうに聞いてくれということなんですか。

先ほど農業関係も、課長が、これは県が調べたもので、市は把握していないよ。だけど、農業被害がこれだけ出ているのに調べていないというのはおかしいなと思いました。

○織原防災部長 それぞれの県の部局と、それぞれの市の担当とは、関係を持っておりますので、もし県の出したものに対しての質問については、それぞれの担当部局へ聞いていただければ、県と確認した上で、また改めて御説明できると思いますので、そういうことではなくて、また担当のほうに問い合わせした中で、我々が県にお聞きします。

もし、総体的なものであれば、防災部のほうへ聞いていただければ、我々のほうで確



認いたしますので、そういう形でお願いしたいと思います。

○池谷委員長 深田委員、短目をお願いします。

○深田委員 ということは、議員個人が各担当課に聞きに行かなければいけないということですね、全て、ここに載っているものについては。

何か一覧表にさせていただくと、全議員に情報提供がされるものですから、私1人が全部情報をつかんでしまうというのは余りにももったいないと思いましたので。

○池谷委員長 深田委員の一般質問とつながるところもあるんですけど、情報の取り扱い、今は予算のやつをやっているんですけど、今後そういう形でいろいろ協議されていくというお話を聞きましたので、きょうも今の質疑を踏まえて、また、自分たちのほうも前向きに動くように協議していただくようにしますので、よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。

○秋山委員 9ページ、10ページのところで、2つ教えていただきたいと思います。

6款2項4目、うみえーる焼津管理運営事業費で、これもショーケースとかエレベーター等々ということで御説明いただいたんですが、これらも全て、台風第19号による被害によるものということでもいいのかというのが1つ。

それから、11款1項1目、農林水産施設災害復旧事業費のここでもいろいろ御説明、杉田委員の質疑に対してお答えいただいているんですけども、その中で作物については農業共済組合により補填されることになっているはずということでした。

けれども、この2,504万3,000円、これの内訳として、ビニールハウス3軒、農業用機械4件、それから、農作物4件という、これは……。ハウス3軒、機械が4件、これはまた別のものですか。

済みません、もう一度教えていただけますか。

○服部漁港振興課長 秋山委員にお答えいたします。

うみえーる焼津管理運営事業費、こちらですけれども、先ほど御説明させていただきましたエアコン、エレベーター、冷凍冷蔵ショーケースの修繕ということで計上させていただいておりますけれども、これら3つとも、今回の台風第19号、これによる被害で、うみえーる焼津の南側が大分波で痛められたことから、中に浸水し、エレベーター等の部品が水につかったことから、修繕をさせていただくものでございます。

以上です。

○滝農政課長 災害復旧費で計上しているものにつきましては、林道ののり面が崩壊したものを復旧するもの、それから畑総農道の舗装が破損したものを復旧するもの、それと、藤守水門の扉が壊れてしまったものを復旧するものであります。

以上です。

○池谷委員長 いいですね。

○秋山委員 済みません。ちょっと聞き間違いがありまして、失礼しました。

そうすると、ビニールハウスとか農業機械云々のそれらの被害については把握していますよという、そういう説明にとどまっていたということでしたか。

○滝農政課長 そのとおりであります。

○池谷委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第110号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷委員長 挙手総員であります。よって、議第110号は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案の審査は終わりました。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

閉会 (11:35)